

佐賀市監査委員告示第6号

平成25年10月22日付けで受け付けた佐賀市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を、次のとおり公表する。

平成25年12月18日

佐賀市監査委員 松尾隼雄

佐賀市監査委員 川原田 裕明

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の提出

平成25年10月21日（平成25年10月22日受付）

第2 請求の要旨（原文のとおり）

職業的競技団体（サガントス）を運営する㈱サガンドリームス（私企業）と秀島市長との間で契約したマッチスポンサー協賛業務委託契約による契約料は、不適切、不当、違法であり、秀島市長が佐賀市に与えた損害額平成24年度、25年度合計4,467,070,-（円）を佐賀市に賠償するよう勧告すること、及び監査対象団体であるこの件を放置してきた監査委員の「怠たる事実」についても自からも厳正なる措置を行うことによって財務行政の健全性を維持することを求めるものである。

事実関係 1. 当該委託契約書等行為は実質的な随契であるにも拘らずそれを選択した根拠が不明である。

2. 業務委託料の内訳内容（予定価額、見積書）における積算根拠不明、瑕疵。

3. 業務報告書と経費の関係が皆目不明。（平成24、25年度延べ業務期間109日間）

4. 積算根拠を明らかにしないことは、民法第1条②に反する。

不当、違法行為 憲法第89条、地方財政法第3条①、同4条①

地方自治法第2条⑭ 同施行令第167条の二①2号、同法第232条①、同232条の二

※関係判例 平成20年1. 18. 最高裁。平成13年5月29日広島高裁（公益上の必要基準）

5. 地方自治法第242条⑥に拠る陳述権を要求します。

※関係判例 昭和44年10. 20長崎地方裁判所（陳述拒否は裁決無効）

6. 当該上記の事実関係が立証するまでもなく地方自治法第2条⑰に拠りマッチスポンサー協賛業務委託契約は無効である。

請求の総括

佐賀市と㈱サガンドリームス間の「交流宣言」（平成18年7月27日）を布石としたサガンドリームズ側の支援要請行動（平成24年1月5日）に誘導されたマッチスポンサー協賛業務委託契約に名を借りた本件は、市民の血税（生活保護費以下の収入の納税者）をもって（平成24年5月25日。平成25年6月11日）行った資金援助であり、（補助金等適正化法第3条①. ②）地方自治法第142条、同令122条（関係私企業からの隔離原則の趣旨に反するものである。

これらの原則、法令を埋没させた市長の裁量権の逸脱（行政事件訴訟法第30条）濫用したことについては、道義的、政治的責任は重大である。と同時に当該裁量行為は取消である。

本件の起因 「サガン鳥栖」の後援会理事層には、地元及び県外からも政、経、法曹、学識、メディア等々の錚々たる知名人の名が続く。蓋しそれは個々人の自由である。しかし、二元代表制で構成される自治体の関係者は別である。スポーツファンに迎合する姿勢（平成25年7月1日号市報さが）は、地方自治の本旨と異なる。サガンドリームと地方自治法第10条とは無関係である。

このような社会的ムードが当然視されると「納税義務不存在確認訴訟」が提起されても決して不思議ではない。（法律時報通巻954号）。42年ぶりに改正された行政事件訴訟法の所謂「オープンスペース」が理解されていない行政組織が依然として官尊民卑を風土化してきた中から提起されたのが本件である。

住民監査請求－住民訴訟制度の原告当事者は決して単体ではなく、地域住民の利益を代表する訴権を有する参政権である。（昭53年3月30日最高裁判旨）

第3 請求の受理

本件請求は、平成25年10月22日に受け付け、要件審査において一部補正と事実証明書の提出を求め、所要の要件を具備していると判断し、平成25年11月11日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項等

請求人の本件請求の要旨内容から、佐賀市と株式会社サガン・ドリームスとの間で締結した平成25年度のマッチスポンサー協賛業務委託契約が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するかどうかを監査対象とした。

なお、本件請求要旨のうち、平成24年度に関する部分及び監査委員に関する部分についての請求は、以下の判断により監査の対象外とした。

請求人は、平成24年度及び平成25年度に締結した株式会社サガン・ドリームスとのマッチスポンサー協賛業務委託契約が違法、不当であり、佐賀市に損害を与えたとして、佐賀市長に対し2ヵ年度の契約金額を賠償するよう勧告することを求めている。しかしながら、平成24年度の契約については、契約料の支払が完了した平成24年8月10日から1年を経過しており、法第242条第2項ただし書きに規定する正当な理由は認められないため、監査の対象外とした。

また請求人は、「監査委員の怠る事実」についても措置を求めているが、法に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対し、当該行為の防止、是正をし、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって惹起された損害の補填のために必要な措置を求めるための制度である。

しかし、請求人が主張する「監査委員の怠る事実」は、委員の職責上の問題を指摘しているものであって、財務会計上における違法又は不当な行為を摘示するものではないことから、監査の対象外とした。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部 秘書課である。

3 証拠の提出及び陳述機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年11月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。ここで陳述に加えて、新たに以下の書類が証拠書類として提出された。

- ・ 予定価格書（写し）
- ・ 見積書（写し）
- ・ 契約書の一部（写し）
- ・ 写真入り資料（写し）

4 関係人の調査

監査に当たり、秘書課を対象として関係書類を調査したほか、法第199条第8項

の規定に基づき、関係人調査として、平成25年11月25日に秘書課長外2名から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実の確認

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係人の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のように事実確認を行った。

(1) 本件契約の位置づけ

市は、平成18年7月27日に、県内唯一のプロサッカーチームであるサガントスと交流宣言を締結した。その宣言内容は、「佐賀市とサガントスは、交流と連携を進め、教育や文化、地域振興にサッカースポーツを活用することで、よりよい佐賀市の未来づくりと、サガントスの球団づくりに協力、連携する」とうたわれている。

マッチスポンサー協賛業務委託契約は、この交流宣言の協力、連携の一環として実施されたもので、サガントスのホームゲームのうち1試合について、サガントスの運営母体である株式会社サガン・ドリームスと契約を締結し、試合当日は佐賀市民応援マッチとして、試合会場で各種イベントやPRを実施したものであり、平成25年度は7月31日のサガントス対大分トリニータ戦を対象としている。

市がマッチスポンサーになることで、子どもの育成やスポーツの振興に寄与すること、試合会場及びサガントスの広告媒体を使用して、佐賀市が取り組んでいる様々な事業についてPRを行うこと、また同時に、佐賀市がサガントスを支援していることをPRするとともに、佐賀市民に対してもサガントスを応援しようという機運を高めることを目的としたものである。

(2) 本件契約締結に至る経過

本件契約締結に至る経過については、財務会計上の手続きの経過を見て事実確認した。

ア 本件委託業務に係る予算措置

本件委託業務に係る予算については、平成25年度当初予算資料である「平成25年度佐賀市一般会計の予算に関する説明書」で、「サガントス交流宣言イベント開催等委託料」と明示し、平成25年2月定例議会において予算議案を可決されており、議会の手続きを経たものである。

イ マッチスポンサー事業実施の決定

市は、平成25年6月5日付けの総務部長決裁により、マッチスポンサー事業を

実施する方針を決定している。その概要は以下のとおりである。

(ア) 対象試合

平成25年7月31日開催の大分トリニータ戦

(イ) 実施の目的

佐賀市は、平成18年7月にプロサッカーチーム・サガンツスと交流宣言を締結し、スポーツによるまちづくりを推進するとともに、サガンツスの支援を行っている。佐賀市がマッチスポンサーになることで、佐賀市がサガンツスを支援していることをPRするとともに、佐賀市民のサガンツスを応援しようという機運を高める。また試合会場及び広告媒体を使用して、佐賀市のPRを行う。

(ウ) 実施内容

- ・佐賀市内のサッカーチームによる前座試合
- ・始球式（市長、議長）
- ・小学生による選手との手つなぎ入場
- ・試合終了後、佐賀市長賞の贈呈
- ・佐賀市専用ブースでの観光、物産のPR
- ・大型LEDビジョンでのCM放送
- ・マッチプログラムに佐賀市の広告を掲載
- ・佐賀市PRのため、会場の内外にのぼり旗やポスターを掲出し、来場者にチラシを配布する

ウ 本件委託業務の予定価格の算定とその決定

株式会社サガン・ドリームスは、地方自治体や企業等を対象に、特定の1試合についてスポンサーとなる「マッチスポンサー協賛」という商品を提供している。この協賛の基本料金は1試合2,100,000円で、これによるサービス特典としては、対象試合へ団体名等を付ける権利や、マッチスポンサー特別賞の授与権、始球式参加権、招待券活用権、会場のサンプリング・ブース出展権、各種広告権等がある。

市は、平成24年度はこの基本の内容のみの契約を締結し、マッチスポンサー協賛に伴うその他のイベント業務等については、市主体で実施しているが、平成25年度は、そうしたイベント実施業務を本件委託業務の仕様に追加している。具体的には、手つなぎ入場等の参加者用コンフィットTシャツの提供や記念写真、サンプリング・ブースにおける佐賀市内温泉の体験足湯ほかイベントの実施等である。

つまり平成25年度は、基本料金2,100,000円を基礎とし、仕様書に追加した内容に係る経費を加算しているが、その予定価格の算定に当たって、市は、株式会社サガン・ドリームスに詳細な仕様を伝え、参考として見積もりを依頼している。併せて、市は追加内容に係る各商品を取り扱う業者及び団体に対しても、そ

れぞれ価格を問い合わせた。株式会社サガン・ドリームスから提示された金額2,367,070円について、市は自ら調査した価格と比較検討し、相当であるとしてこれを予定価格としている。

エ 本件契約締結方法の決定及び委託業務の委託先業者の選定

市は、本件委託業務が、株式会社サガン・ドリームスとの交流宣言に基づいたサガントスのブランド力を活用した事業であり、サガントスのライセンスを所有している業者しか実施できないことから、その契約締結方法については、法施行令第167条の2第1項第2号に定める、性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するとして、随意契約によることが相当であるとしている。また契約の相手方としては、サガントスの運営母体でありサガントスのホームゲームを主催している株式会社サガン・ドリームスを契約の相手方と特定し、佐賀市財務規則第99条第4号に基づき上記業者1者から見積徴取を行い、本件契約を締結している。

オ 本件契約締結の決定及び契約内容

市は、契約の相手方、契約金額、契約方法及び根拠条文、予算措置等を示した上で、平成25年6月10日付けで、総務部副部長決裁により契約締結を決定している。平成25年6月17日付けで、双方が記名押印した契約書2通を作成し、マッチスポンサー協賛業務委託契約を締結している。

契約の内容は以下のとおりである。

(ア) 契約期間

契約締結の日（平成25年6月17日）から平成25年8月31日まで

(イ) 契約金額

2,367,070円

(ウ) 契約方法

随意契約（根拠条文：法施行令第167条の2第1項第2号、佐賀市財務規則第99条第4号）

(エ) 添付書類

見積書、契約書案、予定価格書

(オ) 検査等

株式会社サガン・ドリームスは、業務が終了し、成果物が完成したときは、佐賀市の検査を受けなければならない。但し、検査が不要と市が認める場合は、検査を省略することができる。

(カ) 委託料の請求及び支払

株式会社サガン・ドリームスは、上記検査に合格したときは、委託料を請求し、市は、適正な請求書を受け取ってから30日以内に委託料を支払う。

(3) 本件契約の履行及び支出の手続

本件契約の履行については、株式会社サガン・ドリームスから写真付きの報告書が提出された。以下は契約に基づき履行された業務の概要である。

- ・試合名「佐賀市民応援マッチ」
- ・ピッチ内への佐賀市の広告掲出
- ・会場内大型ビジョンでの佐賀市のCMとして佐賀市観光、物産等のCM4本を放映
- ・マッチデー・プログラムへの佐賀市の広告掲載（1面）
- ・広告・販促使用権を活用して、サガントスのロゴを佐賀市のチラシに掲載
- ・新聞広告事前告知権を活用して、佐賀新聞の全3段に「佐賀市民応援マッチ」の開催を広報
- ・場内告知権を活用して、「佐賀市民応援マッチ」の開催を場内放送
- ・始球式権を活用して、市長、議長による始球式を実施
- ・マッチスポンサー特別賞授与権として、当日の試合の最優秀選手に佐賀の物産を観客の前で贈呈
- ・スタジアム内外広告掲出スペース権を活用して、佐賀市PRののぼり旗、ポスターを掲示
- ・サンプリング・ブース出展権を活用し、ブースにおいて古湯・熊の川温泉体験足湯、選手とのじゃんけん大会の実施及び観光PR活動
- ・招待券活用権を活用して、公募した佐賀市民100名をB自由席に招待
- ・佐賀市内小学生から公募した、選手との手つなぎ入場者、サガントスフラッグベアラーにコンフィットTシャツ、記念写真を贈呈
- ・古湯・熊の川温泉体験足湯の設置
- ・選手イベント用賞品として有明海産海苔パックを用意
- ・特別賞賞品（有明海産初摘み高級海苔、富士町産特別栽培米コシヒカリ）を用意

市は、報告書の提出を受けて履行確認を行い、平成25年9月3日付けで検査調書を作成した。その後、平成25年9月15日付けで株式会社サガン・ドリームスより請求書が提出され、市は平成25年10月10日を支払日として支出命令書を作成し、同日、2,367,070円を支出している。

本件契約における委託業務は上記のとおりであるが、マッチスポンサーとなったことで、以下のようなイベントも実施された。

- ・佐賀市内の小学生サッカーチームによる前座試合
- ・佐賀市内の小学生による選手との手つなぎ入場及びサガントスフラッグベアラー
- ・ハーフタイムに、佐賀市内の子どもたちのチアダンスチームによるダンスの披露
- ・アウェー入り口側ブースでの佐賀のお菓子の配布及び佐賀市観光に関するアンケートの実施

2 監査の結果

(1) 結 論

本件契約の締結及び履行については、違法又は不当と認められる事実などは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。よって、本件請求はこれを棄却する。

(2) 監査委員の判断

請求人は、佐賀市長が株式会社サガン・ドリームスと締結したマッチスポンサー協賛業務委託契約について、契約金額の積算根拠が不明であること、随意契約であるにも拘らずその根拠が不明であること、報告書と経費・業務期間の関係が不明であること、さらにマッチスポンサー協賛業務委託契約に名を借りた私企業への資金援助であるなどとして、当該契約が違法、不当であると主張している。

このことから、請求人が違法、不当と主張する事由について、個別に検証し判断を行った。

ア 積算根拠が不明であるとのことについて

本件契約の契約料2,367,070円の積算については、株式会社サガン・ドリームスが提供している「マッチスポンサー協賛」の料金2,100,000円に、市が追加で委託した業務にかかる経費267,070円を加えたものである。

「マッチスポンサー協賛」の内容及び料金は、佐賀市に対してのみ設定されたものではなく、県内の他の自治体や企業にも同様に提示されているものである。この種のものは、企業が自社の所有する有力な媒体、今回の例で言えば、プロスポーツチームのブランド力を活用して、契約者にとって魅力ある広告活動や販売促進活動を繰り広げることができるひとつの商品として提供しているものであり、工事請負契約等とは、基本的に性格の違う契約である。

一方、「マッチスポンサー協賛」以外の部分については、各方面に調査した金額と比較するなどして適当な水準にあると判断しており、その算出方法は一定の合理性及び相当性が認められる。

イ 随意契約の根拠が不明であるとのことについて

本件契約は、サガントスの運営母体であり、サガントスのホームゲームを主催している株式会社サガン・ドリームスを契約の相手方とし、その契約の性質及び目的の特殊性から競争入札に適しないものであるとして、1者見積により随意契約を行ったことには、正当な理由があるものと認められる。

また、契約に当たっては、市規則等に従い、契約の目的や根拠法令等を明示した上で、適正な決裁権者の決裁を受けて契約締結しているため、その契約手続におい

て違法性は認められない。

ウ 報告書と経費の関係が不明であるとのことについて

本件マッチスポンサー業務の対象試合は、平成25年7月31日のサガンツス主催の公式戦であるが、本件契約の業務委託期間は6月17日から8月31日までとなっている。

請求人は、この業務期間に言及した上で、報告書と経費の関係が不明であるとしているが、本件委託業務は、業務期間の日数によって契約料を算出するような性質のものではなく、業務期間の終期は履行期限と考えるべきである。本件委託業務の内容には、新聞への掲載等、試合当日以外の業務も含まれており、また試合当日の各種業務を実施するためには、当然ながらその事前準備が必要であり、さらに、委託業務の内容には記念写真も含まれることから、成果品の作成等のために一定の期間を設けることには、合理的な理由が認められる。市は、報告書の提出を受け、契約書に定める業務の履行を確認した上で契約料の支払を行っているので、報告書と経費の関係が不明であるという請求人の主張には理由がない。

エ 資金援助であるとのことについて

本件契約は、契約書に記載の複数の業務について株式会社サガン・ドリームスに委託するものであり、その業務の履行状況については、報告書で報告されている。市はその履行を確認した上で契約料の支出を行ったもので、一方的な援助ではなく、仕様に定める業務に対する対価として支払われたものであり、その対価も相当かつ妥当なものであり、請求人が主張するような資金援助には当たらない。

オ 不当であるとのことについて

(ア) 政策的な位置づけから

平成18年7月27日に、市とサガンツスとの間で交流宣言が締結されたが、この交流宣言は、「人づくり」「まちづくり」「夢づくり」をキーワードとしたサガンツスの思想が、市が目指す将来像と目的を同じくするものであるとして締結され、サッカースポーツを活用した佐賀市の未来づくりと、サガンツスの球団づくりにおける両者の相互協力がうたわれている。本件委託業務はこの交流宣言に基づき実施されたもので、市がマッチスポンサーになることで、子どもの育成やスポーツの振興、サガンツスの広告媒体を使用した市のPR、佐賀市民のサガンツス応援の機運を高めることなどを目的としたものである。

ところで市は、その行政経営及びまちづくりの基本方針を示した佐賀市総合計画の基本計画のひとつとして市民スポーツの充実をあげており、「市民が、日常的にスポーツに取り組めるようにするためには、いつでも、どこでも、誰もがスポーツ

に接することのできる環境づくりが重要となります。」とうたっている。また、総合計画で定めた市の将来像の実現に向け、国のスポーツ振興基本計画を参考としながら、市の実情に即したスポーツ振興のあり方を示した、佐賀市スポーツ振興基本計画を策定している。その基本施策の中に、競技スポーツの推進が位置づけられており、その取り組みのひとつとして、トップチームとの交流を推進している。具体的には、佐賀県にはサガントスなど全国トップレベルのチームが存在するが、そうしたトップレベルの技術を間近で観戦し、選手とふれあうことにより市民のスポーツへの関心度を高めることに取り組むとしている。

交流宣言に基づく本件委託業務は、その根拠及び目的から見ても、市の基本方針に合致するものであり、行政目的に沿って実施された事業であると判断できる。

(イ) 事業の効果から

事業の効果という観点から見ると、本件委託業務においては、試合会場における各種イベントの実施や広告媒体の活用により、市の事業及び観光、産業に関する総合的な情報発信、PR活動が実施されている。

PR活動の効果といったものは、短期的な判断はできないが、当該試合の観客数は1万人を超え、佐賀市民のみならず市外、県外からの観客も多く含まれており、当該試合の規模や集客数等を考えると、一定の効果は十分あったと考えられる。

さらに、市がマッチスポンサーとなったことで生まれた効果もある。当該試合においては、佐賀市内の小学生サッカーチームによる前座試合や、子どもたちと選手との手つなぎ入場、また、ハーフタイムには子どもたちのチアダンスチームによるダンスが行われている。プロサッカーチームと同じ会場で試合ができること、プロの選手と手をつないで入場することは、子どもたちに夢を与えスポーツに興味を持つきっかけとなる。またダンスチームにとっては、日頃の練習の成果を披露する絶好の機会であり、子どもたちの意欲を高めることにつながる。

このようなイベントは、市民、特に子どもたちの、スポーツとのふれあいや育成に貢献するものである。

本件事業実施後に、市は登録制のインターネット市制モニター制度によるアンケートを行っているが、今後も市がマッチスポンサーとなることについては65%以上の、サガントスを応援することについては95%以上の高い支持を受けており、本件事業実施の意義はあると判断できる。

(ウ) サガントスの地域貢献の観点から

Jリーグでは選手による社会貢献活動を義務づけて積極的に推進しており、サガントスにおいても、福祉施設への「勝ち点米」の贈呈、入院している子ども達のお見舞い訪問、サッカー教室の実施、小学校への出前授業、ホームタウンイベントへの参加等、様々な地域活動を行っている。

サガントスは鳥栖市に存在しているが、佐賀県を本拠地とする唯一のJ1所属の

チームであり、サガンツスの経済波及効果やサガンツスの活躍が与える住民への影響、佐賀の知名度の向上等の効果は佐賀市にまで及ぶと考えられる。このような団体と交流宣言を締結し支援することは、将来的に佐賀市の活性化につながる事業であると言えよう。

市が、スポーツの振興や市のPRといった行政目的のために、どのような事業を実施するかは、市の政策判断によるものであり、本件契約の必要性の判断は、市長の裁量の範囲内の適法なものであり、不当とは言えない。

以上により、今回、監査請求のあったマッチスポンサー協賛業務委託契約について、違法又は不当とは認められないと判断し、これを棄却する。